

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成二十四年条例第七十四号)の一部改正【第六条関係】

新旧対照表

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>(安全計画の策定等)</u> <u>第七条の二 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 保育所の設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>[追加] [追加] [追加] [追加]</p>	<p>【安全計画の策定等の義務化】 【安全計画の策定等の義務化】 【安全計画の策定等の義務化】 【安全計画の策定等の義務化】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第七条の三 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 保育所の設置者は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第九条 児童福祉施設においては、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員</p> <hr/> <p>_____の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第九条 児童福祉施設においては、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員<u>(入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に従事する職員を除く。)</u>の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。</p>	<p>【児童の所在確認の義務化】</p> <p>【送迎用バスの安全装置装備の義務化】</p> <p>【インクルーシブ保育】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>第十二条 削除</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第十二条の二 児童福祉施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画</u></p>	<p>[追加]</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第十二条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>	<p>【インクルーシブ保育】</p> <p>【懲戒に係る関連条項の削除】</p> <p>【業務継続計画の策定等の努力義務化】</p> <p>【業務継続計画の策定等の努力義務化】</p> <p>【業務継続計画の策定等の努力義務化】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等) 第十三条 [略] 2 児童福祉施設の設置者は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>(保育所の職員) 第三十五条 [略] 2 [略] 3 前項に規定する保育士の員数の算定<u>については</u> _____、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（<u>以下この項においてこれらを「看護師等」という。</u>）を、一人に限り保育士とみなすことができる。<u>ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p>(衛生管理等) 第十三条 [略] 2 児童福祉施設の設置者は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう<u>必要な措置を講ずる</u></p> <p>_____よう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(保育所の職員) 第三十五条 [略] 2 [略] 3 前項に規定する保育士の員数の算定<u>について、乳児四人以上を入所させる保育所にあつては、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師</u> _____を、一人に限り保育士とみなすことができる。 _____</p>	<p>【衛生管理研修等の努力義務化】</p> <p>【みなし看護師等の配置要件の撤廃】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>例第七条の二の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずよう努めなければ</u>」と、「<u>実施しなければ</u>」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、「<u>周知しなければ</u>」とあるのは「<u>周知するよう努めなければ</u>」とする。</u></p> <p><u>（自動車_を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）</u></p> <p><u>3 第一条の規定による改正後の青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十二条の三第二項（第六十条、第六十四条、第七十八条、第八十五条、第八十六条及び第九十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー_一その他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー_一等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。</u></p>		<p>【送迎用バスの安全装置装備の義務化】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>第六条の規定による改正後の青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第七条の三第二項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所の設置者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。</u></p>		<p>【送迎用バスの安全装置装備の義務化】</p>